

備前市監査委員告示第5号

令和3年度行政監査結果報告に基づく措置状況の公表について

令和3年度行政監査結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知が備前市長等からあったので、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表します。

令和6年5月10日

備前市監査委員 小野田 隼也  
備前市監査委員 土 器 豊

所 管 部 署	観光シティ・プロモーション課 (観光振興課) (文化観光課、産業観光課)
---------	--

【指導事項】	措 置 状 況
市は、指定管理者制度導入方針に対し、現在、指定管理者が固定化し競争性が働いていない状況を調査し、事務処理上改善する必要があると認められる。	当該施設については、令和6年度より指定管理制度の導入を中止し、直営方式により、担当課が管理をおこなうこととしている。

所 管 部 署	観光シティ・プロモーション課 (観光振興課) (文化観光課、産業観光課)
---------	--

【指導事項】	措 置 状 況
本来、指定管理者を公募した場合、民間等が適正な費用を算出し利益を計算する必要があるにもかかわらず、市が公募した施設の修繕費用総額が不明確であったり、修繕計画もなかったりする現在の状況は、適正を欠く事項では是正する必要があると認められる。	当該施設については、令和6年度より指定管理制度の導入を中止し、直営方式により、担当課が管理をおこなうこととしている。